

令和4年度 社会福祉施設に対する指導監査結果について

施設名 幼保連携型認定こども園
幼保連携型認定こども園東山保育園

設置者 社会福祉法人 東山会(法人番号1140005014988)

監査実施日 令和4年12月20日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 幼保連携型認定こども園に移行した令和4年4月以降、保育教諭等の職員数が、公定価格の基本分単価において充足すべき職員数を下回る状態が続いている。保育教諭等の休暇・休憩の充実による勤務環境の向上、児童処遇の充実の観点からも、公定価格の基本分単価において充足すべき職員数を満たすよう改善すること。	改善予定
2 新型コロナウイルス感染症に伴う保育の提供の縮小等による職員体制の縮小に当たっては、施設型給付費等が通常どおり支給されていることを踏まえ、休ませた職員についても通常の賃金を支払うこと等や、年次有給休暇を使用者が一方的に取得させないことが求められている。 そのような中、令和2年4月7日に発出された緊急事態宣言による登園自粛要請や特別保育の実施に伴って同年4月に有給休暇を複数取得した非常勤職員への対応や、同年5月に給与が減少した非常勤職員への対応が現時点で行われていなかった。 については、早急に対応するとともに、その結果を報告すること。	改善済

令和5年3月13日現在